

令和4年1月まん延防止等重点措置区域（福島県全域）における時短要請協力金

福島県全域を対象として、食品衛生法に基づく飲食店営業許可を受けた事業者が、令和4年1月30日（日）午後8時～令和4年2月21日（月）午前5時までの間、感染防止対策を徹底したうえで営業時間短縮の要請にご協力いただいた場合に、「新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金」を交付いたします。

【1 要請内容】

通常の営業時間	ふくしま感染防止対策認定店		非認定店
21時を超えた営業	いずれかを選択		20時までの時短営業 (酒類提供は終日停止)
	①21時までの時短営業 (酒類提供は20時まで)	A方式	
	②20時までの時短営業 (酒類提供は終日停止)	B方式	
20時を超えて21時までの営業	20時までの時短営業 (酒類提供は終日停止)	B方式	

【2 対象となる主な要件】

- (1) 福島県内に対象店舗を有すること。
- (2) 対象店舗において、午後8時～午前5時までの時間帯を含む営業を行っていた事業者が令和4年1月30日（日）午後8時～令和4年2月21日（月）午前5時までの期間において、営業時間を短縮するとともに、同一グループ・同一テーブルでの5人以上の会食を避ける等の要請内容に応じること。 ※1※2※3
- (3) 対象店舗において、時短営業の案内（営業時間、酒提供の有無（酒を提供する場合は提供時間含む））を掲示していること。 等

※1 時短営業には、午後8時から午前5時までの時間帯を含む営業を行っていた事業者が、要請の期間中、休業している場合も含まれます。

※2 通常の営業時間が午後8時までであった店舗は、交付対象外となります。

※3 時短営業を開始した日から令和4年2月21日（月）午前5時まで連続して時短営業することが必要です。

【3 対象外となる店舗】

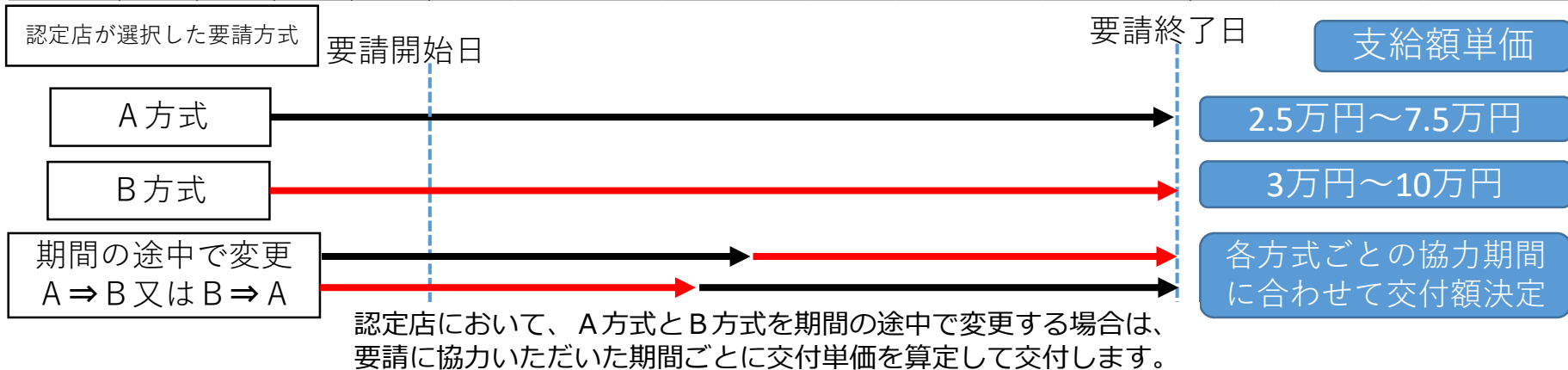
- (1) 惣菜・弁当・和菓子・洋菓子・ドリンクスタンドなどの持ち帰り専門の店舗
- (2) ケータリングなどのデリバリー専門の店舗
- (3) イートインスペースを有するスーパーやコンビニ等の小売店
- (4) 自動販売機（自動販売機内で調理を行うホットスナックなど）コーナー
- (5) ネットカフェ・漫画喫茶
- (6) 飲食スペースを有さないキッチンカー
- (7) ホテルや旅館等の宿泊施設において、宿泊客のみに飲食を提供する場合
- (8) 学校、病院その他の施設において、集団給食業務を行う場合
- (9) 行事や祭り、イベント等で出展を行う場合（飲食店営業許可証に「臨時」と記載されているもの及び、実態として露店やテントなど常設の店舗と考えられないもの）

【4 交付額について】

ふくしま感染防止対策認定店制度の第三者認証（オレンジステッカー）を取得済みの認定店と非認定店とは、要請の内容及び協力金の単価が異なります。

※大企業は売上高減少方式での交付となり、中小企業は売上高方式または売上高減少方式を選択可能です。

		認定店 ふくしま感染対策防止認定店（オレンジステッカー）				非認定店			
		A方式		B方式					
要請内容	営業時間	午前5時～午後9時までの時短営業		午前5時～午後8時までの時短営業		午前5時～午後8時までの時短営業			
	酒類の提供	午後8時まで		終日停止（酒類の店内持込を含む）		終日停止（酒類の店内持込を含む）			
交付額	中小企業	売上高方式		2.5万円～7.5万円/日		3万円～10万円/日		3万円～10万円/日	
				～83,333円	2.5万円	～75,000円	3万円	～75,000円	3万円
		83,333円～25万円	売上高×0.3	75,000円～25万円	売上高×0.4	75,000円～25万円	売上高×0.4		
		25万円～	7.5万円	25万円～	10万円	25万円～	10万円		
	大企業	売上高減少方式	計算式	前年度又は前々年度からの1日あたり売上高減少額×0.4		前年度又は前々年度からの1日あたり売上高減少額×0.4		前年度又は前々年度からの1日あたり売上高減少額×0.4	
		上限額	20万円又は前年度もしくは前々年度の1日当たりの売上高×0.3のうち、いずれか低い額		20万円		20万円		



【5 問合せ先】

※福島県時短要請コールセンター（1月31日まではこちら）

（電話）024-521-8562

（受付時間）毎日9時から17時

※福島県協力金コールセンター（2月1日開設予定）

（電話）024-521-8575

（受付時間）毎日9時30分から17時30分